

国保 年金

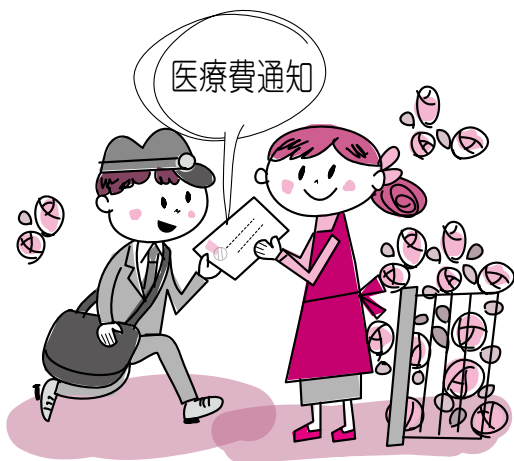


国民健康保険

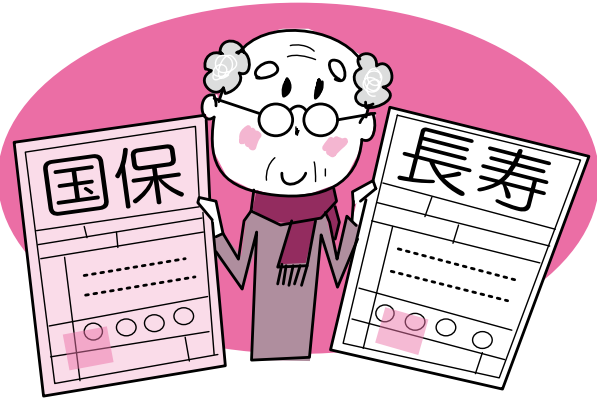
医療費通知を送付します

市では、10月末に国民健康保険に加入している世帯主あてに医療費通知を送付する予定です。国民健康保険で受診した総医療費と保険者である市が負担した額についてお知らせします。

通知を希望しない人は、10月16日(金)までに保険年金課へ連絡してください。通知拒否の意思表示がない場合は、同意が得られたものとして送付します。すでに希望しないとの連絡をしていてその後変更のない人は、連絡の必要はありません。



長寿医療制度に移行した月の負担を軽減



75歳になって長寿医療(後期高齢者医療)制度に移行した人は、その誕生月に「誕生日前の医療保険」と「誕生日以後の長寿医療制度」の2つの制度に加入することになりますので、それぞれの制度で一定額を超えて医療費を支払った場合に、ほかの月に比べて世帯としての負担が増加することがありました。しかし平成21年1月以降は、誕生月のそれぞれの制度における自己負担額の限度額を半分にすることが講じられ、負担が増加することはなくなりました。

そこで、平成20年4月～12月に75歳になった人(月の初日に75歳に到達した人を除く)についても、「高額療養費特別支給金」を支給し、同様に負担を軽減することとなりました。

支給対象となる国民健康保険の加入者であった人には、11月ごろに申請方法などについてお知らせします。国保以外の医療保険に加入していた人は、それぞれ加入していた健康保険組合などに問い合わせてください。

医療と介護の両方を必要とする世帯へ

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。毎年8月～7月の12カ月(平成20年4月～平成21年7月については16カ月)間の医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、合算額が基準額を超えた場合にその超えた金額を各々の保険から支給します。

合算対象となるのは、7月31日時点で国民健康保険、長寿医療制度、社会保険など、同じ医療保険に加入している家族

です。同一世帯でも、異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

支給対象となる国民健康保険加入者には市から、長寿医療制度加入者には県後期高齢者医療広域連合から、それぞれ12月ごろお知らせする予定です。ただし、平成20年4月から平成21年7月末までに市外へ転出した人やほかの医療保険へ移った人などには、お知らせできない場合があります。具体的な手続きなどについては、今後「広報なりた」などでお知らせします。

加入している医療保険によって申請先が異なりますので、国保・長寿医療制度以外の医療保険に加入している人は、加入している健康保険組合などに問い合わせてください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。